

工学院大学研究活動 不正防止計画(2024)

2024年4月1日

工学院大学における研究活動の不正防止基本方針に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

区分	不正の発生する要因	不正防止対応策	所管部署
責任体系の明確化	研究活動における責任体系が明確でなく、周知が不足している。	・工学院大学における研究活動の責任体系を学内外に公表し、責任の所在を明確にする。 最高管理責任者 : 学長 統括管理責任者 : 学長補佐(研究担当) コンプライアンス推進責任者: 当該部局等の学部長、機構長、研究科長および総合研究所所長 事務部局責任者 : 総合企画部長、財務部長、総務・人事部長 ・監事と内部監査室・研究推進課とで連携し、情報提供を行う。	研究推進課
意識の向上	教職員の行動規範、研究活動に係る研究者の倫理宣言、研究活動に係る研究者のガイドラインおよび研究活動に係る不正行為防止指針を遵守するという意識向上の取り組みが不十分である。	・コンプライアンス推進責任者と各事務部局責任者が協力し、コンプライアンス教育研修を実施して、意識の向上を図るとともに、ホームページ等で行動規範、研究者倫理宣言および研究活動に係る研究者のガイドラインが閲覧できるようにする。	研究推進課
	研究倫理について、学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方が定まっていない。	・大学生・大学院生・研究機関に所属する研究者、教職員等対象者に合わせた教育を行う。	教務課・教育開発センター
	人権尊重、知的財産権その他の権利、利益相反、外国為替法の規制(安全保障貿易に係る機微技術管理)、個人情報保護、ハラスメント防止など、研究活動における規制の内容理解の促進が不十分である。	国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規程に関する研修等を通じ、研究における不正防止を周知する。 研究者は、自ら、高い倫理観を持ち、透明性確保と説明責任を自覚するとともに、各種指針および研究者のガイドラインを熟知し、研究倫理の習得に努める。	研究推進課
研究計画	研究計画を立てるに当たって、利益相反および研究の倫理性が十分に保たれていない。	研究を指導する立場にある研究者等は、利益相反、研究の倫理に問題がないか、研究活動の実情および特殊性等を踏まえて、研究計画を立てる。	研究推進課
論文等の事前審査	論文および研究成果の公表にあたり、データや論拠の信頼性が確保され、公正かつ適切な引用が行われているか。また、事前にチェックする体制が不十分である。	研究を指導する立場にある研究者等は、日常的に研究に対するチェックを行う。 論文作成時にデータ処理や論文作成ルール、倫理審査等について相談できる有識者を確保し、研究者等に周知する。 研究ノートなど生データや試資料等の一定期間の保存(最低5年間)を義務付け、必要に応じて開示できるよう適切に保存・管理しておく。	研究推進課
研究データのチェック	実験ノートや試験片を適切に管理しているか。また、開示を求められた際、適切に開示できる体制にない。	研究ノートなど生データや試資料等の保存状況について、定期的なチェックを行う。	研究推進課
相談窓口・通報窓口	通報することで不利益な取扱となるおそれがあると誤認し、通報を控える。	・リーフレット作成により相談窓口があることを周知徹底する。	研究推進課
		・通報(告発)事案がある場合の受付は、告発者を保護するため学内および外部の弁護士事務所であることを学内外に周知する。	研究推進課
モニタリング	モニタリングの結果がコンプライアンス教育に十分に反映していない。	・公認会計士と連携し内部監査室により、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を厳正に実施する。	内部監査室
		・モニタリング結果をコンプライアンス教育研修で活用し、併せて、学内外に公表する。	
		・重点的なリスクアプローチ監査を実施する。	
不正防止計画の推進	不正防止計画における取組実施・進捗状況を確認し評価していない。	・不正防止計画推進部署を設置する。	研究推進課
		・不正防止計画ならびに具体策の実施状況を検証評価し、最高管理責任者に定期的に報告すると共に、見直しを図る。	

* この計画書には既に実行している事項もあるが、今後も継続的な運用を行なうために記載している。